

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 24 日（水）14:29～14:50

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

佐藤 一彦 政策経営部企画課長

原島 克典 都市整備部都市計画課長

亀山 剛 政策経営部企画課企画担当係長

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 豊島区国際アート・カルチャー都市構想

3 閉会

○藤原次長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループということで、豊島区の方々にお出でいただいております。国際アート・カルチャー都市構想ということで、御提案いただいたということでございます。

時間が 30 分程度ということでございますが、10 分程度で御説明をいただいた上で意見交換ということでお願いいたします。

今日は八田座長が急遽お休みということで、原委員が代理で座長をされております。では、原委員よろしく申し上げます。

○原委員 どうもありがとうございます。では、御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 横判の資料を御覧いただければと思います。時間が限られておりますので、ポイントだけ御説明を申し上げます。

1 ページ、豊島区が目指そうとしているアート・カルチャー都市というのは何ぞやとい

うことを簡単に説明しております。豊島区に漫画のトキワ荘あるいは様々な芸術作品を生み出した池袋モンパルナスというアトリエ村などがございました。そういう歴史を生み出してきた場であるということと、今も文化創造都市ということまちづくりの基本線にしておりまして、平成20年には文化庁長官の表彰を受けるといったようなことにもなりました。

今、そういった流れの中で最近では演劇のまちということもそうですし、乙女ロードと言われたりしていますが、そういうふうな新しい若い方々によります文化活動も非常に活発に行われるようになってきております。そういうことを生かしまして、それを世界に売り込んでいく。そういうまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますが、近年、特に演劇でも後ほど写真などをお示ししておりますが、フェスティバルトーキョーなど、建物の中だけではなくて外の空間でも積極的に表現活動を行う。また、乙女、アニメといったことではコスプレなどが、やはりこれも建物の中だけではなくて、駅近くの通りなどを歩きながら、それを商店街の方々も認めていただいて、お店に入ってもいいです。そういうところで撮影してもいいですといったような形で、町の至るところでそういうパフォーマンスが行われるような動きになってきておりまして、それを是非伸ばしていきたいと思っております。

そういった中で2枚目を御覧いただきますと、東京の中で様々なまちづくりが進んでいるわけですが、新宿であるとか湾岸のあたり、大手町というあたりはビジネスマンあるいは産業をどんどんオフィスを誘致するといったことかと思えます。池袋におきましては一味違うと申しますか、文化、アート、カルチャーという魅力で世界から人や産業を引きつけるという、東京の中で一服の清涼剤と申しますか、そういう形で役割を果たしてまいりたいと思っております。

3ページを御覧いただきますと、このところ池袋を中心に色々なまちづくりの動きが始まっておりまして、そういったものをいくつか御紹介しております。池袋の駅の東西デッキであるとか、あるいは西武本社などの建て替えの計画。区役所の新庁舎、造幣局など様々な動きがある。西口のほうでも再開発の動きが始まっております。こういう動きを生かしながら、そのつくった器の中にどういう活動を展開していくかということで、アート・カルチャーというものをキーワードにしていきたいと思っております。

4ページ、5ページにお進みいただきますと、まちづくりとアート・カルチャーというものをどうつなげていくかということで、まず最初にやりたいと思っているのがオープンカフェでございまして、10年ほど前にやった社会実験の様子がございますけれども、こういった空間をカフェという飲食の場だけではなくて、ちょっと演奏しているようなシーンもございますが、くつろいでいただく、安らぎを感じていただく、あるいは季節を感じとっていただく。そういう空間に無味乾燥な、今は銀行街のような形になっている通りでございまして、緑の植栽も多い大きな道でございまして、池袋の東口の駅正面にある通りなのですが、その立地、それから、緑の多さを生かして池袋の一つの顔にしていきたい

いと思っております。

こちらにつきましては初期メニューの道路占有の緩和、エリアマネジメントといったものを入れていながら推進をしていきたいと思っております、既に今年度まちづくりビジョン連絡会というものがございまして、10月22日からまた社会実験をやりたい。また、来年5月に新庁舎がオープンする。そこまでの駅からの動線の一つでございまして、そのときにまた社会実験をやりながら、国家戦略特区の指定を少しでも早くいただいて、この規制緩和のメニューを使って恒常的に新しいにぎわいの創出ということにトライしていきたいと思っております。

5ページ、最近の若い方々の活気あふれる、自らがパフォーマンスを發揮しながら、それから、見に来たりもするといったような、池袋は文化に接する町というよりも、文化を自らつくり出すといったような方々を、日本だけではなく世界から集める町になっていきたいと思っております。

6ページ、7ページにお進みいただきますと、世界から池袋にアーティストあるいはパフォーマーの方に集まっていただく上で、今、私どもがネックになっていると感じていること。これが8月末に追加提案をさせていただいたものですが、一つには在留資格に関してでございますけれども、興行ビザでなければ演劇などの公演をしていただくことができないということでございますが、これは非常に手続に時間がかかります。日本国内でも手続をし、さらに母国でも手続をしていただく。母国で地方にお住まいのアーティストだった場合には、わざわざ日本大使館がある首都周辺まで来ていただいて手続をしなければならぬということで、非常に時間もかかるしネックになっている一つであると思っております。

7ページでございますけれども、これは税金の関係でございますが、興行ビザで入ってくることで、初めて報酬を得る活動が演劇等できるわけでございますが、それに20%の税が乗ってしまうということで、その分を直接向こうから来る方という訳にはいかないので、結局、国内の興行主がギャラ、手取りを減らすわけにはいかないので、興行主がかぶってやっている。その分ですら手続も非常に時間がかかるということもあって、このところが例えば公共的な活動、豊島区で言えば未来文化財団という財団もございましてけれども、あるいはエリアマネジメントを展開するような事業体が海外から招聘したような場合には、簡易な手続で所得税の軽減ができるようなことができると、さらに日本に今、正直申し上げて欧米に興行に行くのに比べて日本に行くのは、アーティストの方にとっても非常にうれしいという状況があると聞いておりました、そういうあたりをクリアしていただけるのではないかと考えております。

8ページ、これは初期メニューの一環かなと思っておりますが、先ほどの中で当初の私ども東京都なんかとお話合いをしている中では、道路占有の関係で言うとオープンカフェということでさせていただいておりますけれども、キッチンカーにつきましても同じように緩和の中で実現をしていきたいと思っております。

9 ページはフェスティバルトーキョーの写真でございまして、世界各国から多くのアーティストの方に来ていただいている。演劇も日本の劇団と共同で制作したり、あるいはこれは外で演じているような、来街者、通行人の方も一緒になってやっているようなタイプのものもやっているということでございます。

10 ページはキッチンカーですが、これは区役所のすぐ近くにあるアニメイト。これは敷地内でキッチンカーをやっているのですけれども、これは自己の敷地内で一応オーケーとなっておりますが、こういうものもグリーン大通りなどに展開していくことができれば、そして池袋の駅周辺の駅前広場というのを平成 30 年、31 年ぐらいまでを目指して、さらに歩行者優先の空間につくり変えていくというまちづくりの計画もございまして。そういう中で池袋はそういった広場空間、道路といったところで、エリアマネジメントの一定のルールの中に従えば、自由に世界のアーティストの皆さんが表現活動していただける。そういう町にしていきたいなと思っております。

2020 年に東京オリンピックがあるわけですが、その前、2016 年のリオが終わった後からは、おそらく日本においてもオリンピック文化プログラムといったものが活発に各地で広げられるわけですが、その際、今、私どもが御提案申し上げているようなところが、各地で世界からのオリンピックに参加している全ての国からアーティストを呼びたいと思ったときに、必ず壁になるはずでございまして、それを実験的に一足先に池袋の地でそのハードルを低くするといったトライをしていきたいと思っております。

大変雑駁ではございますが、御説明は以上でございます。

○原委員 どうも大変ありがとうございます。

特に追加提案のところで御確認をさせていただきたいのですが、一つ目の興行か短期滞在化のところですが、もちろん何でもかんでも短期滞在の人で興行をやってもいいということにはならないわけですが、これは先ほどのエリアマネジメントの機関と一定の招聘といった条件でやっていくといった形になりますか。

○佐藤課長 そうですね。今は当座、フェスティバルトーキョーなどでやっているのは豊島区の外郭団体である財団なのですけれども、間もなくと申しますか、オープンカフェなどを目指してエリアマネジメントをやりたいと思っておりますので、その中で文化プログラムの海外から招聘をするときには、今、正直、区長が実行委員会であるという警察、公安などを説き伏せて、ようやく本当に限定的な許可がおりるだけなのですけれども、それをもう少し自由に。もちろん一定の縛りは必要だと思っております。

○原委員 差し支えない範囲で結構なのですけれども、具体的に今、興行でとろうとすると、どういうところが引っかかるのでしょうか。

○佐藤課長 今、聞いているのは興行ビザというのとはにかく時間がかかるんだということとして、アーティストの方々は何と申しますか、劇団なら劇団でメンバーが必ず固定で、この人たちだけでやるんだということではなくて、つくり込んでいく中でメンバーが変わったりとか、あるいは体調不良でメンバーが変わったりということがあられるわけだけれど

も、とにかくある人を呼ぶというだけで1か月ぐらい簡単にかかってしまいますので、メンバー変更があったりしても自由が利かないということです。

先ほど少し申し上げましたが、まず興行ビザをとるときに日本国内でこの人はどこその国でこういう活動をしている。写真とかも添えて、この人ですと特定できる個人情報。手続をして、まず国内でその許可をもらう。その上であちらの方が母国で日本大使館に私が間違いなくその本人でありますということで、興行ビザをくださいなという手続があるわけでございまして、両方で2週間ずつぐらいかかってしまうということです。興行などをやっていく上では急な変更とか、あるいはアドリブ的な日本に来たのだったらこういうふうアレンジしてみようかというときに、非常に不都合であると聞いております。

また、しかしながら興行ビザでない限りは公演を打ってお金をもらうということをやっているとはいけないことになっていきますので、これをとるしかないという形で非常に狭くなってしまうと聞いております。

○原委員 基本的には時間がかかるということが最大の問題になるわけですね。

○佐藤課長 そうですね。そういうことになると思います。

○原委員 分かりました。

二つ目の源泉徴収のところでございしますが、これはちゃんと理解していないのですが、源泉税の軽減というのは、どういう御提案と理解したらよろしかったでしょうか。

○佐藤課長 興行を打って収入を得るということで、通常、日本国内でそういう収入を得れば、日本国内で税金がかかるわけですが、帰られた方は母国に帰られても収入を得たということであると、もう一度税金がかかってしまう可能性がある。その二重の徴税を調整するために租税に関する条約などを結んでいるようなのですが、そのところがなかなか先ほど申し上げたものと似ていますが、非常に手続が煩雑で時間がかかるということもありまして、招聘したアーティストなどに迷惑をかけないために、国内でかかってしまう税金に関しては事実上、日本が、招聘する側のプロモーターとかが負担をしてしまうということで、それが不便であると申しますか、そういうふうなことであります。

○原座長 この軽減というのは、手続を簡単にしてかからなくていいようにということですね。分かりました。

これが主に興行の問題なのかもしれませんが、興行以外でも生じ得るのですか。

○佐藤課長 可能性はあるとは思いますが、申し訳ございません。興行以外でもこういった問題はあるのだらうと思いますが、今回はアート・カルチャーに絞って私どもも聞き取りをしておりますので、申し訳ございません。

○原委員 分かりました。

あとは東京都さんとは今どんな。まず区域としての指定ということも含めてなのかもしれませんが、差し支えない範囲で。

○佐藤課長 区域指定につきましては、豊島区、ここで名前を出してはいけないかもしれませんが、中野区、台東区の3区がいち早く9区限定になっていることに対して声を上げ

させていただきます。7月の都知事の記者会見でも、この3区に関してはエリアの拡大ができるように考えていきたいと表明をしていただきました。また、せんだって9月に入ってからプレスがあったと思いますけれども、8月末に出したところも含めて9区拡大したいということで東京都も表明していただいておりますので、エリア指定の拡大については問題ないだろうと考えております。

○原委員 分かりました。

あとは何かございますか。

○佐藤課長 もしよろしければ、ダメもとで申し上げますけれども、特に資料がないのですが、文化関係のところから強く言われておりますのが労働契約法です。短期労働者の無期契約に転換しなければいけないという規定がございますけれども、大学の職員のような方は10年延長されましたが、これからオリンピックなどを考えるときに、5年で職員が総入れ替えになるようなことは文化の面でも避けたいということでして、その拡大を何とかお願いできないかということで、これはかなり切実な声で現場のほうでは持っているようです。そのことをひとつお伝えをさせていただければと思います。

○原委員 それは具体的には例えば招聘をやったりするような人で、外国語のできるような人というのは。

○佐藤課長 外国語もそうですし、日本の文化にこういう魅力があって、日本で公演することにこれだけの意味があるんだということを、外国の方に説明をするだけの文化的な素養であるとか、プロモーションをしていく能力であるとか、もちろん今、申し上げた交渉能力。そういった優秀な人間をみんな鵜の目鷹の目で狙っているわけですが、そういった人間を非常勤のような有期雇用でやった場合に、5年間で切らなければならないことになってしまいますので、その継続性に非常に苦労していると聞いています。

○原委員 その議論は昨年の有期雇用についての5年なのか何なのかという議論を散々やって、それはオリンピックを考えたら5年ってないではないかとか、そんな議論をずっとやっておいて、結果として今のところ大学のところだけ穴があくという格好になっているのですけれども、そこは私どもとしては継続課題だと思っておりますので、ダメもととおっしゃらずにもし御提案を。

○藤原次長 特区法の附則に書きまして、去年の臨時国会だったものですから、この前の通常国会で厚生労働省が企業内の一定のプロジェクト、重要なプロジェクトについて、それこそ5年を超えるような話もありますから、そこについては5年ではなくて10年という形で提出されました。

○佐藤課長 分かりました。そういう吉報を今日伺いましたということで、早速伝えたいと思います。ありがとうございます。

○原委員 どうもありがとうございました。